

05 香南農発第1563号
令和6年3月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

香南市長 濱田 豪太

| | |
|-------------------|---|
| 市町村名 (市町村コード) | 香南市 (211) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 山南地区 (久保田、鳴子、宇山、河内、大岩、岡、的場、拝原、稗地、堀ノ内西、堀ノ内東、福万) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年3月11日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の主な作物:水稻、オクラ、ナス、ミカン

<地域農業の現状>

- ・山間部では、中山間地域等直接支払交付金を活用し、ネットや柵設置による鳥獣被害の発生防止、農地法面の点検等を行っている。

<地域農業の課題>

- ・担い手不足による将来的な農地の維持管理に不安がある。
- ・用水が不足しているほ場が多く、耕作条件が良くない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・福万エリアでは、担い手(神栽培農家)を中心に今後も農地維持や農業の発展に向けて取り組む。
- ・上分・下分エリアでは、規模拡大の意向がある担い手(施設ニラ栽培法人)に農地の集積・集約を進める。これにより、必要な条件整備を検討し、利用しやすい農用地の実現を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 198 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 198 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者への農地集積を進めるとともに、農用地の団地面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構からの広報を通じて貸し借りのメリットについて知つもらう。これにより、地域の農地の貸し借りには農地中間管理機構を活用、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

事業要望の聞き取りを行い、必要に応じて農地耕作条件改善事業等の活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募集し、意向を踏まえながら担い手として育成するため、市、JA及び農業振興センター等によるサポートチームにより、就農等の相談から定着まで継続して支援する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①現時点でも柵設置等の対策を行っているが、今後も継続して有害鳥獣対策を行う。
- ⑦今後も農用地等の維持管理のために中山間地域等直接支払い交付金の活用を継続する。
- ⑧農業用施設については、園芸用ハウス整備事業や園芸用ハウス等リノベーション事業を活用し、新築・中古ハウスの整備を行う。